

# 飯綱町に移住・定住を希望する方への住宅支援

飯綱町では、町に移住・定住を希望する方への支援として、以下の事業を実施しています。希望する方は、問合せ先までご連絡をお願いします。

## ■移住体験用住宅貸出事業

□貸出対象者 ・飯綱町に移住を検討している方

□内容

- ・使用期間 1週間以内
- ・使用料 無料（ただし、寝具を業者からレンタルする場合は、別途料金が必要です。）
- ・食事 自炊（調理器具、食器等はありますが、食材、調味料等のご用意ください。）
- ・設備等 風呂（シャワー付）、トイレ（水洗）、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、テレビ、（冬期間：石油ファンヒーター）
- ・その他 農業体験等を希望される場合は事前予約が必要です。



## ■移住定住促進中古住宅等購入費補助事業

□補助対象者

- ・町内に自ら定住するために中古住宅等を購入した方で、申請時（登記完了時）の年齢が満40歳未満の方
- ・定住地域の区、組に加入し、地域の活動に参加できる方

□補助金額等

中古住宅等の購入金額の10%（1,000円未満切り捨て）。ただし、補助金の限度額は30万円となります。また、補助金は9割が現金（振り込み）、1割を商品券（飯綱カード組合）で交付します。※移住定住リフォームの補助制度も利用できます。詳しくはお問合せください。

## ■空き家財道具等処分支援補助事業

□補助対象者

- ・空き家の所有者又はその配偶者若しくはその親族（同一空き家に対して1回限り）
- ・賃貸借又は売買を目的として、当該空き家を飯綱町空き家バンクに登録すること（補助後3年間）

□補助金額等

対象経費（ごみ処理手数料、ごみの収集・運搬料金、廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費、特定家庭用機器リサイクル料金、空き家内外の清掃費、その他）の2分の1（1,000円未満切り捨て）。ただし、補助金の限度額は10万円となります。

## ■未来の三世同居家賃応援助成金事業

□助成対象者

- ・町内の民間賃貸住宅の賃貸借契約をし、入居している方で、申請者（賃貸借契約者または配偶者）の年齢が満40歳以下である方
- ・賃貸借契約をしている住宅に住所を有する世帯（単身者は除く）
- ・3年以上町内に居住することが見込まれる方
- ・定住地域の区、組に加入し、地域の活動に参加できる方

□助成金額等

支払った家賃月額等から30,000円を控除した額。上限は1年目20,000円、2・3年目10,000円となります。

助成対象期間は、要件を満たしている期間で最長3年（36ヵ月）となりますが、毎年度申請が必要です。

※ひとり親世帯の家賃助成制度もあります。詳しくはお問い合わせください。